

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府知事は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大阪府知事

## 公表日

[令和6年10月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給等に関する事務
②事務の概要	<p>指定難病患者のうち、認定基準を満たす者に対して医療受給者証を交付の上、医療費助成を行う。支給認定に際しては、患者の属する世帯の住民税の課税状況に応じ、自己負担限度額を決定する。その他、患者の住所・氏名・生年月日その他情報を、医療受給者証等に反映させる他、申請に応じて要支援者に対する証明に関する情報を提供する。また、次のとおりPublic Medical Hub (PMH)を活用した情報連携を行う。</p> <p>&lt;Public Medical Hub (PMH)を活用した情報連携に係る指定難病医療費の支給に関する事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報連携のため、本府は、Public Medical Hub (PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。</li> <li>・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。</li> <li>・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。</li> </ul> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>支給認定申請の受理、その申請についての審査、申請が認定された場合の医療受給者証や指定難病にかかっている事実等を証明する登録者証の交付及び副本登録等。</p>
③システムの名称	大阪府公費負担医療給付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
特定医療費(指定難病)医療受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表 131の項</li> <li>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第71条各号</li> <li>・番号法19条6号</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p>[    実施する    ]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 158の項</p> <p>(情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、80、125、161の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康医療部保健医療室
②所属長の役職名	保健医療室長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6944-6066  健康医療部保健医療室地域保健課 難病認定グループ 〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6941-0351(内線2546)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康医療部保健医療室地域保健課 難病認定グループ 〒540-8570 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁本館 06-6941-0351(内線2546)
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務では、上記の他、申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力においては複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の97の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の97の項	事後	重要な変更にあたらないため(法律名の正式表記による)
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	室長 西野誠	保健医療室長	事後	
平成31年2月28日	IV リスク対策	—	評価書記載のとおり	事後	
令和2年5月29日	I 関連情報 1③システムの名称	難病医療費管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	大阪府公費負担医療給付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	
令和2年5月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の97の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の98の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第71条	事後	
令和2年5月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第7号 別表第二 26、56の2、87の項 (情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二 119の項	(情報提供) ・番号法第19条第7号 別表第二 26、56の2、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条第1号及び第2号から第6号まで 第30条第6号 第44条第1号及び第2号から第6号まで (情報照会) ・番号法第19条第7号 別表第二 120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の3	事後	
令和5年7月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第7号 別表第二 26、56の2、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条第1号及び第2号から第6号まで 第30条第6号 第44条第1号及び第2号から第6号まで (情報照会) ・番号法第19条第7号 別表第二 120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の3	(情報提供) ・番号法第19条第8号 別表第二 26、56の2、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条第1号及び第2号から第6号まで 第30条第1号へ、第2号及び第3号へ 第44条第1号及び第2号から第6号まで (情報照会) ・番号法第19条第8号 別表第二 120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の3	事後	
令和5年9月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第8号 別表第二 26、56の2、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条第1号及び第2号から第6号まで 第30条第1号へ、第2号及び第3号へ 第44条第1号及び第2号から第6号まで (情報照会) ・番号法第19条第8号 別表第二 120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の3	(情報提供) ・番号法第19条第8号 別表第二 26、56の2、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条第1号及び第2号から第6号まで 第30条第1号ト、第2号及び第3号ト 第44条第1号及び第2号から第6号まで (情報照会) ・番号法第19条第8号 別表第二 120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の3	事後	
令和6年4月1日	表紙/評価書名及び I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	難病の患者に対する医療費等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価	難病の患者に対する医療費等に関する法律による特定医療費の支給等に関する事務 基礎項目評価	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	指定難病患者のうち、認定基準を満たす者に対して医療受給者証を交付の上、医療費助成を行う。支給認定に際しては、患者の属する世帯の住民税の課税状況に応じ、自己負担限度額を決定する。その他、患者の住所・氏名・生年月日その他情報を、医療受給者証に反映させる。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 支給認定申請の受理、その申請についての審査、申請が認定された場合の医療受給者証の交付等。	指定難病患者のうち、認定基準を満たす者に対して医療受給者証を交付の上、医療費助成を行う。支給認定に際しては、患者の属する世帯の住民税の課税状況に応じ、自己負担限度額を決定する。その他、患者の住所・氏名・生年月日その他情報を、医療受給者証等に反映させる。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 支給認定申請の受理、その申請についての審査、申請が認定された場合の医療受給者証や指定難病にかかっている事実等を証明する登録者証の交付及び副本登録等。	事前	
令和6年4月1日	3.個人番号の利用 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の98の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第71条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の98の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第71条	事前	
令和6年4月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第8号 別表第二 26、56の2、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第19条第1号及び第2号から第6号まで 第30条第1号ト、第2号及び第3号ト 第44条第1号及び第2号から第6号まで  (情報照会) ・番号法第19条第8号 別表第二 120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の3	(情報照会) ・番号法第19条第8号 別表第二 120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の3  (情報提供) ・番号法第19条第8号 別表第二の10、14、26、55、56の2、79、87、108の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第9条、第11条、第19条、第29条、第30条、第42条、第44条及び第55条	事前	
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 1.対象人数 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和6年3月1日時点	事後	更新
令和7年3月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	指定難病患者のうち、認定基準を満たす者に対して医療受給者証を交付の上、医療費助成を行う。 支給認定に際しては、患者の属する世帯の住民税の課税状況に応じ、自己負担限度額を決定する。 その他、患者の住所・氏名・生年月日その他情報を、医療受給者証等に反映させる。	指定難病患者のうち、認定基準を満たす者に対して医療受給者証を交付の上、医療費助成を行う。支給認定に際しては、患者の属する世帯の住民税の課税状況に応じ、自己負担限度額を決定する。その他、患者の住所・氏名・生年月日その他情報を、医療受給者証等に反映させる他、申請に応じて要支援者に対する証明に関する情報を提供する。また、次のとおり Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携を行う。  <Public Medical Hub (PMH) を活用した情報連携に係る指定難病医療費の支給に関する事務> ・情報連携のため、本府は、Public Medical Hub (PMH) へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	
令和7年3月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	大阪府公費負担医療給付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	大阪府公費負担医療給付システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、Public Medical Hub (PMH)	事前	
令和7年3月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の98の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第71条	・番号法第9条第1項 別表 131の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第71条各号 ・番号法19条6号	事後	法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号 別表第二 120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の3  (情報提供) ・番号法第19条第8号 別表第二 10、14、26、55、56の2、79、87、108の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第9条、第11条、第19条、第29条、第30条、第42条、第44条及び第55条	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 158の項  (情報提供) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、80、125、161の項	事後	法改正に伴う変更
令和7年3月3日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年3月1日時点	令和7年2月7日時点	事後	更新
令和7年3月3日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年3月1日時点	令和7年2月7日時点	事後	更新
令和7年3月3日	IVリスク対策 8 人手を介在させる作業	(新規項目)	記載のとおり	事前	様式改正に伴う追加
令和7年3月3日	IVリスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規項目)	記載のとおり	事前	様式改正に伴う追加
	IIしきい値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	1万人以上10万人未満 令和7年2月7日	10万人以上30万人未満 令和8年8月1日	事前	
	IIしきい値判断項目 1.取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年2月7日	令和7年12月1日	事前	
	IIIしきい値判断結果 しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価書及び重点項目評価書が義務付けられる	事前	
	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報評	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事前	